

Press Release

佐賀労働局発表 令和2年6月26日(金)

【照会先】

佐賀労働局労働基準部賃金室

室 長 野村 徹哉 室 長 補 佐 小林 克之 (電話) 0952(32)7179(直通)

「佐賀県最低賃金」の改正諮問について

佐賀労働局長(加藤博之)は、下記により開催される第 421 回(令和 2 年度第 1 回) 佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)に対し、佐賀県最低賃金の改正について諮問を行います。

これを受け、同審議会においては、県内の経済・雇用情勢や賃金実態などの最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を進めていただくこととなります。

記

- 1 日 時 令和2年7月2日(木) 午後1時30分から
- 2 場 所 佐賀第二合同庁舎 5階 共用大会議室1(佐賀市駅前中央3-3-20)
- 3 議 題
 - (1) 令和2年度佐賀県最低賃金の改正決定の諮問について
 - (2) その他
- 4 その他
 - (1) 本審議会は「公開」で開催します。
 - (2) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を 御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。
 - (FAX:0952-32-7182 締め切り:令和2年6月30日(火)17時必着) 佐賀労働局労働基準部賃金室あて

- (3) 新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
 - ・発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮 ください。
 - ・当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。
 - ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒にご利用ください。

参考

○最低賃金とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額 未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを 含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められている。

○今後の審議

佐賀地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される予定の引上げ額の「目安」を踏まえ、地域の実情(賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等)に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果(引上げ額等)について審議会会長から局長に対して答申がなされる。

これを受け、局長は異議申出に係る公示を行い、異議が提出された場合には、改めて同審議会において審議を行い、その結果が答申される。

これを受け、局長は新たな最低賃金額等を決定し、官報公示を経て発効する。

○佐賀県の最低賃金

790円(令和元年10月4日から効力発生。 前年から28円引上げ。)

なお、全国で最も高い地域別最低賃金は東京都最低賃金の 1,013 円で、最も低いのは、福岡 を除く九州・沖縄7県等の計15 県の790円。全国加重平均は901円。